

中央環境審議会地球環境部会フロン類等対策小委員会
大塚委員意見平成 24 年 12 月 12 日
事 務 局

下記の通り、事務局宛に意見の送付があった。

意見

中央環境審議会地球環境部会フロン類等対策小委員会・産業構造審議会化学・バイオ部会地球温暖化防止対策小委員会合同委員会御中

大学の研究科のどうしてもぬけられない会議と重なってしまいましたので、本日は欠席しますが、2点意見を提出申し上げます。

中央環境審議会地球環境部会フロン類等対策小委員会委員 大塚 直

2.具体的な対策の方向性(2)フロン類の実質的フェーズダウン(ガスメーカーによる再生促進等)の対策の方向性について。

「具体的にはガスメーカー等に対して、一定期間毎に一定の指標【(フロン類生産量・輸入量－輸出量)×GWP－再生量・破壊量×GWP】の計画的な低減を求めることが考えられる(国が目標を設定)」とありますが(第6回合同会議資料1「フロン回収・破壊法の解体工事に係る事前確認制度のあり方について(たたき台)」3頁)、これはフロン類の低GWP化や製造量等の削減等の対策を進める上で極めて重要であると考え、積極的に評価したいと思います。そして、これを実施する際に、是非メーカーごとに1つの数値(生産するフロン類が複数あればそれらを加重平均することになる)を公表することが必要であると考えます。このような手法は、メーカーにインセンティブを与えるため、環境政策における情報的手法として重要であると考えられます。

2.具体的な対策の方向性(3)冷凍空調機器使用時におけるフロン類の漏えい防止(使用者による冷媒管理)の対策の方向性について。

「多種多様な冷凍空調機器の適切な管理を使用者に促すため、一定量以上のフロン類を補充した事業者について、毎年度冷媒フロン類の補充量等の国への報告を求め、国において公表する」とありますが(第6回合同会議資料1前掲4頁)、これも国がデータを把握すること及び情報的手法として重要であり、積極的に評価したいと思います。そこで、この数字と温暖化対策推進法の算定報告公表制度との関係が問題となります。数字の意味付けなど直ちに両者が結びつくものではないかもしれませんが、こちらのフロン法の数字の方がより正確であると考えられるため、この(フロン類の補充量等の)数字を温暖化対策推進法の算定報告公表制度の中でも使うことが有益であり、またそうすることに特に問題はないと思われます。

以上